

# ワーク・ライフ・バランス 推進事業所認定制度 令和3年度認定の受付を開始します

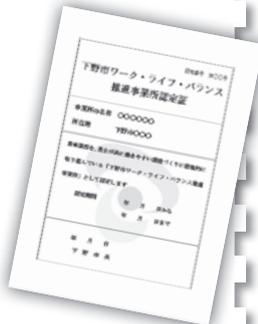
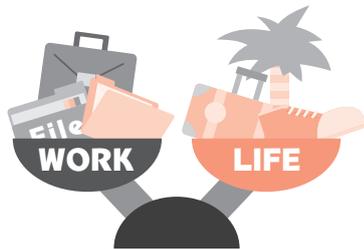
**ワーク・ライフ・バランス**（仕事と生活の調和）とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方を選択・実現できる」ことを指します。

このワーク・ライフ・バランスの実現のため、「**下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所**」として、職場環境整備と男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業所等を募集します。

市は認定事業所等を広く周知するなどして、取り組みを支援します。働く人やその周囲の人々が、個性と能力を發揮しながら充実した生活を送ることができる社会をつくっていきましょう。

## 1. 認定を受けると……

- 認定は3年間有効です。認定証は、事業所内に掲示するなどご活用ください。
- 認定事業所等の名称等は、市の広報紙やホームページに掲載され、周知されます。
- 本社・本店が認定を受けると、市建設工事参加資格審査において加点されるなど、市の公共調達に関連した優遇を受けられます。



## 2. 認定対象

常時雇用の労働者がいる法人その他団体の、市内の事業所または事務所

※3年以内に労働に関する法令その他の各種法令に違反した、または社会通念上認定を受けるにふさわしくないと判断される事由がある事業所等は除きます。

## 3. 認定基準

次の5つの分野に関する取り組みを行っている事業所を認定します。

- 労働環境の改善
- 短時間勤務、在宅勤務等の柔軟な働き方の推進
- 育児・介護等と仕事の両立支援
- 社員の自己啓発、キャリアアップ及び地域貢献活動
- 女性活躍の推進

※認定基準の詳細は、市ホームページ掲載の下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定チェックシートをご確認ください。

## 4. 申請方法

申請書類を市民協働推進課まで郵送、電子メールで送信、または直接ご提出ください。  
※申請書類は返却しませんのでご了承ください。

- ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書
- ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定チェックシート
- その他認定の参考となる資料（社内規則や取り組みの実績がわかる資料等）

申請書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0813/info-0000006011-0.html>

## ■申請期間

3月1日(月)～4月30日(金)

## 5. 審査について

審査の際、電話や訪問による申請内容の確認にご協力いただく場合があります。

審査結果は、9月中旬に郵送で通知します。



## ■申し込み・問い合わせ先

〒329-0492 笹原26

下野市役所 市民協働推進課

☎(32)8887

✉shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp